

# 中部中学校いじめ防止基本方針

## 1 ねらい

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは絶対に許されない行為であり、学校は、未然防止、早期発見、早期対応に全力を挙げて取り組むものとする。

## 2 「いじめ」の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法より)

## 3 いじめ防止対策組織

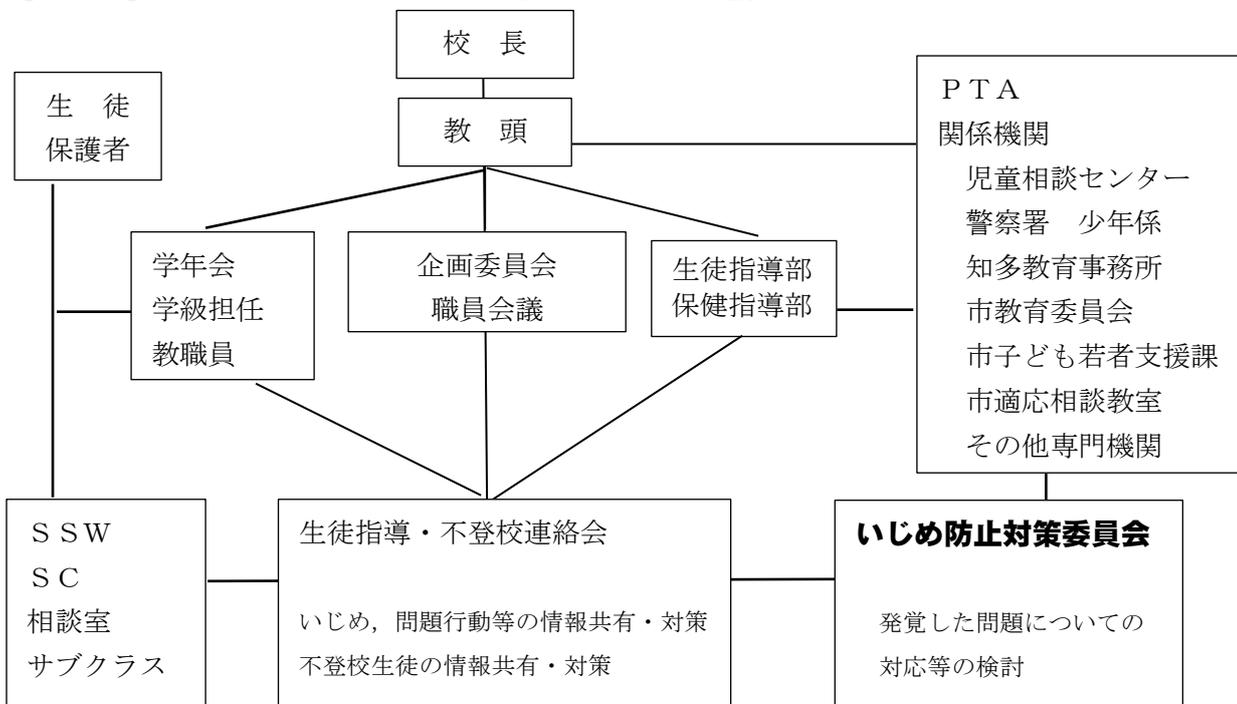
いじめに対して、全校体制で対応する。

**いじめ防止対策委員会**

・・・企画委員（校長・教頭・教務主任・校務主任・主事・学年主任・生徒指導主事・保健主事・進路指導主事・学習指導主任・特別活動主任）と該当担任・養護教諭

[状況に応じて] スクールソーシャルワーカー（以降SSW）・スクールカウンセラー（以降SC）・学校関係者評価委員（学校評議員・PTA会長・コミュニティ会長・民生委員代表）

**【組織図】** いじめの早期発見、早期対応のために組織連携する。



**【早期対応】** ・複数の教員による事実の聴き取り

- ・保護者(加害生徒・被害生徒)、関係機関への事実の連絡
- ・「いじめ防止対策委員会」緊急開催の検討
- ・加害・被害生徒への今後の支援
- ・電話相談窓口の周知

#### 4 いじめの未然防止

##### ① 学級担任

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・一人一人に分かりやすい授業を進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長したりしないよう指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・携帯端末やインターネット上のやりとりがいじめにつながらないように、学級で情報モラルについて啓発する。

##### ② 養護教諭

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動のさまざまな場面で命の大切さを取り上げる。

##### ③ 生徒指導担当

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

##### ④ 管理職

- ・全校集会等で「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等を推進する。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設定するよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。
- ・PTAと連携し、携帯端末やインターネット等の使用について、保護者の家庭教育を呼びかける。

#### 5 重大な事態への対処

重大な事態とは、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める状況をいう。

- ・いじめ対策委員会を開き、状況を把握し、市教育委員会へ連絡する。
- ・市教育委員会を含め、関係機関との連携を図り、状況調査等を行い、事実確認及び指導を行う。

#### 6 いじめ防止年間計画

月	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	学校いじめ基本方針の内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級、学年開き</li> <li>・相談室やSCの生徒、保護者への周知</li> <li>・SSW、SC、相談員との連携</li> <li>・クレペリン検査</li> <li>・保健指導 (心と体の成長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知</li> <li>・身体測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開授業</li> <li>・PTA総会</li> <li>・学年懇談会</li> </ul>
5			<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開授業</li> <li>・部活動保護者会</li> </ul>
6	いじめ防止対策委員会 (情報収集と対策検討)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動</li> </ul>

7			・いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知	・保護者会
8		・いじめの問題についての校内研修		
9			・身体測定	・保護司とのミニ集会
10		・学校祭（縦割り活動）	・いじめアンケート	
11	学校評価アンケート実施 いじめ防止対策委員会 （情報収集と対策検討）		・教育相談週間 ・生徒に学校評価アンケート実施	・保護者に学校評価アンケート実施 ・あいさつ運動
12		・校長による人権講話	・いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知	
1			・いじめアンケート	
2	いじめ防止対策委員会 （情報収集と対策検討） 学校関係者評価の結果を検証し、基本方針の見直し	・3年保健指導 （命の大切さ）	・教育相談週間 （1・2年生のみ）	・学校関係者評価委員会で学校評価結果の説明と評価委員による助言 ・評価委員による授業等の教育活動の視察 ・保護者に学校評価結果の公表 ・入学説明会
3			・いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知	
通年	・校内のいじめに関する情報の収集 ・対応策の検討	・週1回の生徒指導連絡会での情報交換 ・集会等での校長講話 ・わかる授業の充実 ・道徳教育の充実 ・情報モラル教育の充実 ・体験活動の充実	・健康観察 ・週1回の生徒指導連絡会での情報交換 ・SSW、SCによる相談 ・若あゆ日記	

## 7 その他いじめの防止等に関する留意事項

- ・いじめの防止等のための対策に関する取組の状況については、PDCAサイクルを活用した検証を行うなど、いじめの防止等に関わる取組が効果的に展開されるようにする。
- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

**【いじめに係る行為が止んでいること】**

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

**【被害者が心身の苦痛を感じていないこと】**

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（いじめの防止等のための基本的な方針より）